

大府市上下水道事業規程第 7 号

大府市上下水道事業就業規程（昭和52年大府市水道事業規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年10月 1 日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第18条の 2 略 2・3 略 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第18条の 3 略 2・3 略 4 第20条の 3 第 1 項の規定による同条第 3 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、<u>1 日につき 2 時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時	(介護休暇) 第18条の 2 略 2・3 略 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第18条の 3 略 2・3 略 4 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間</u>（第20条の 3 第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該 2 時間</u>から当該部分休業の承認

改正後	改正前
間を<u>減じた時間</u>を超えない範囲内の時間とする。 (部分休業) 第20条の3 市長は、職員が請求した場合において、業務の正常な運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童及び養育里親である職員（児童の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。 2 略 <u>3 第1項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを市長に申し出るものとする。</u>	を受けて勤務しない時間を<u>減じた時間</u>)を超えない範囲内の時間とする。 (部分休業) 第20条の3 市長は、職員が請求した場合において、業務の正常な運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童及び養育里親である職員（児童の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。 2 略

改正後	改正前
(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> (2) <u>1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、当該区分に定める時間を超えない範囲内</u> ア <u>非常勤職員以外の職員</u> <u>77時間30分</u> イ <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> 4 <u>前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことによりこの項の規定による変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると市長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> 5 <u>第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。</u> <u>（第1号部分休業の承認）</u> 第20条の4 <u>前条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>	<u>（部分休業の承認）</u> 第20条の4 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</u>

改正後	改正前
2 第18条第9号に規定する特別休暇又は第18条の3第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 <u>非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u> <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第20条の5 第20条の3第3項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u>	2 第18条第9号に規定する特別休暇又は第18条の3第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後	改正前
<u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> (部分休業の承認の失効等) <u>第20条の6</u> 略 (不利益取扱いの禁止) <u>第20条の7</u> 略 (部分休業の承認の請求手続等) <u>第20条の8</u> 略 (介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第24条 略 <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)</u> <u>第24条の2 市長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 市長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を</u>	(部分休業の承認の失効等) <u>第20条の5</u> 略 (不利益取扱いの禁止) <u>第20条の6</u> 略 (部分休業の承認の請求手続等) <u>第20条の7</u> 略 (介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第24条 略

改正後	改正前
<u>知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第24条の3 市長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるように</u> <u>するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第24条の4 市長は、大府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大府</u> <u>市条例第1号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定に</u> <u>よる申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対し</u> <u>て、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号におい</u> <u>て「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための</u> <u>措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認する</u> <u>ための措置</u> <u>(3) 大府市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による</u> <u>申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に</u> <u>起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想され</u>	

改正後	改正前
<u>る職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>市長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>市長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。